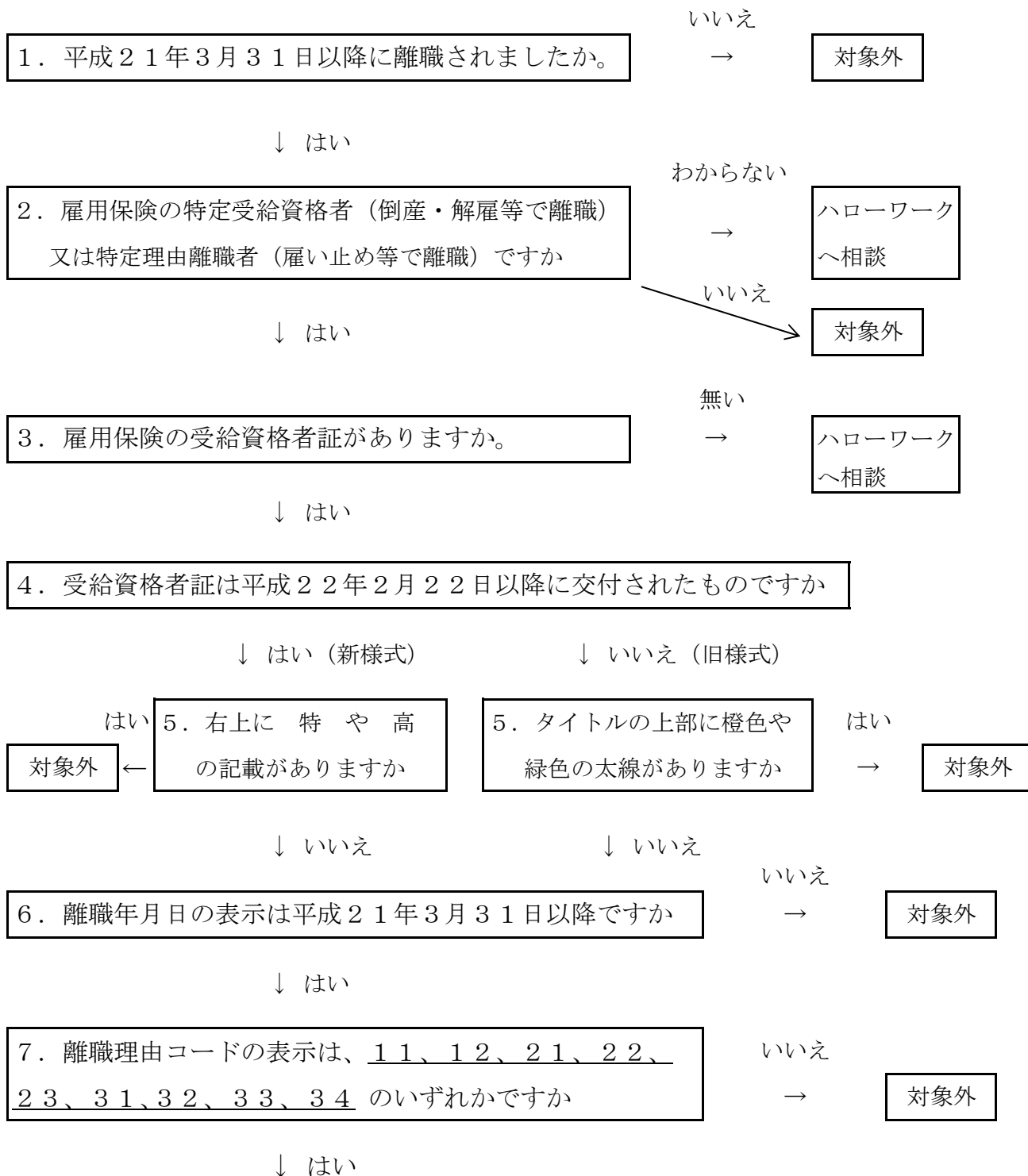


## 特例対象被保険者等申告フロー（非自発的失業者に関する軽減）

今回申請の対象になるのは、離職時点で65歳未満であった、世帯主、世帯員、及び特定同一世帯所属者で以下に該当する方です。



申告書を記入し、受給資格者証（原本又は写し）を添えて  
国保年金課に提出

※受給資格者証の写しは、全体が写るようにコピーしてください。裏面及び  
続紙がある場合は、それらも確認できるようにしてください。